

## 軍縮期の海軍と対米7割

### はじめに

ワシントン海軍軍縮条約及びロンドン軍縮条約は海軍において賛成派と反対派という組織を二分する議論となり、激しく対立した。この対立の根底には海軍における対米7割論が大きく影響しており、対立原因を言い換えると、この条約の比率内容で国防を成しえるか、という比率主義をベースにした対立であり、一方は7割無いと国防は成しえない、という反対派（艦隊派）と、もう一方の比率を補う代案と協調外交によって国防がまっとうできるとする賛成派（条約派）との対立といえた。結果としては、軍縮条約は米英の際限の無い軍拡の上限を規制するとし、軍事のみならず政治も含めた大局的な見地で条約が結ばれることとなった。しかしその条約下であっても海軍において7割論は強力な影響力を発し続け、対米7割に近づけるために、海軍は条約の抜け道を探り、軍拡は以前に比べ規模は落ちるものの続けられることとなる。では、対米7割論とはどういうものであったのか、またそれが条約にどのように影響を与えたのか、さらにはその後の海軍の用兵思想（国防方針から漸減邀撃作戦まで）、それに対応した個々の兵器の用法、特に条約下での海軍における軍備拡張である兵器、艦艇の開発・製造にどのように影響を与えたのかについて見て行きたいと思う。

### 1、ワシントン海軍軍縮条約とロンドン軍縮条約

まず軍縮条約とその内容について大まかに見てゆきたいと思うが、ここから分かることは、日本側の要求が海軍の要求に基づいて対米七割が強く要求されていること。また、その中でも軍政である海軍省より軍令である軍令部が特に強固な主張をしていること、反面、海軍省は政府と軍令部との間で微妙な立場に置かれている点である。当時はまだ海軍省が軍令に対しても統制力を示していたことや、大局的見地、世論などから海軍省は条約内容を受け入れる方針を採ったが、一応海軍省としても対米七割は海軍の総意であることを主張していた。

## ○ワシントン海軍軍縮条約

: 1921 (大正 10) 年 11 月 12 日～1922 (大正 11) 年 2 月 6 日

日本側の要求 (軍備制限に関してのみ) 特に政府から全権に対する訓令

- ・ 米国との親善円満な関係の保持
- ・ 英米との均勢力の保持、またその為には八八艦隊の低減も辞さない

※明示されなかったが、訓令に先立つ海軍省作成の報告書では、「帝国ハ米  
国ニ対シテ七割以上ノ海軍兵力ヲ絶対ニ必要トスルコト」と記されていた。

実際の会議での決定事項 (軍備制限に関してのみ) は

- ① 10 年間、主力艦 (=戦艦と巡洋戦艦) の建造を休止する。
- ② 主力艦と航空母艦の保有比率を (総トン数で) 米 : 英 : 日 = 5 : 5 : 3
- ③ 建造中・計画中の主力艦の全て、老朽艦の大部分を廃棄する。
- ④ 主力艦は 1 万トンを越え、3 万 5 千トン以下のもので、主砲は 16 インチ以下  
航空母艦は 2 万 7 千トン以下、備砲 8 インチ以下とする。(定義が作られた)

日本全権団の問題としては、対米 6 割の比率と、ほぼ完成していた戦艦「陸  
奥」が未成艦として廃棄対象に指定されたことである。特に対米 6 割の比率  
をめぐって日本全権、その中でも海軍首席随員：加藤寛治が強く反発した。  
結局のところ全権：加藤友三郎海相は対米 7 割に固執するより、対米協調に  
よる戦争回避と国力の充実が「国防の本義」であるとしてこの条件を受け入  
れた。戦艦「陸奥」に関しては、戦艦「摂津」の廃艦とさらに、増加分につ  
いて各国保有量を増す事で解決した。

この条約成立後、海軍では対米 7 割の比率へのこだわりから補助艦艇建造  
要求が高まり、特に条約による規制外の 8 インチ砲搭載一万トン級巡洋艦が  
各国でも盛んに建造されることとなった。日本では不況や関東大震災など  
による財政難のため大蔵省などが海軍の補助艦艇建造要求に対して反対を強く  
主張するも、米海軍の建艦計画情報を受けて認められた。また、このころの  
海軍が国防方針に基づく国防所要兵力の (八八艦隊など大艦隊) 整備より、  
軍備制限研究委員会の「比率改善ノ為速ニ建艦ニ大努力ヲ傾注スルコトハ凡  
テノ場合ニ対シ極メテ緊要」という言葉に代表されるように対米戦備 (七割  
論) に重点を置いていたことがわかる。実際、補助艦艇建造費を得たことに  
より海上兵力 (巡洋艦・潜水艦) は対米七割、一万トン級巡洋艦に至っては

## 軍縮期の海軍と対米 7 割

対米 136%を実現することが出来た。この補助艦建造では有効艦齢超過艦の代艦建造が主なもの（新規の増艦はほとんど無い）となっているが、巡洋艦の代艦の隻数は超過艦と同じであるが、排水量（性能）はその倍近い一万トン級巡洋艦であり実質的にはそれまでの「数的な軍拡」と言うよりも「質的な軍拡」といえる。

### ○ロンドン軍縮条約

：1930（昭和5）年1月21日～4月2日

全権には若槻礼次郎前首相と財部彪海相が派遣されたが、この会議に先立って閣議で会議の対策として全権に対して三大原則が訓令されていた。

- ① 補助艦総括対米七割
- ② 20 mm（8 インチ）砲搭載大型巡洋艦対米七割
- ③ 潜水艦自主的保有量 7 万 8 千トン

※ この主張は海軍の要求に基づくもので、昭和4年11月25日閣議決定（浜口内閣）後上奏、全権に訓令された。

会議での日本側に対する米国案では、

- ・ 大型巡洋艦 …60%
- ・ 軽巡洋艦 …61%
- ・ 駆逐艦・潜水艦 …66%
- ・ 補助艦全体 …61.1% ※全て対米比

もちろん日本側の三大原則とは懸隔が有るため会議は行き詰まったが、折衝（松平・リード両全権の私的会議等）の結果、3月13日妥協案が成立、請訓が行われた。その内容は、

- ・ 大巡対米 60%（ただしアメリカは3隻の起工を遅らせ1935年までに竣工するものに対しては70%）
- ・ 駆逐艦対米七割
- ・ 潜水艦保有量日米同数5万2千7百トン
- ・ 補助艦総括対米 6.975%
- ・ 各種補助艦艇基準排水量の確定

問題は 大巡より潜水艦にあり、軍令部はこの数量では対米作戦（特に本国の沿岸防衛用の潜水艦が皆無になる事や、その他攻撃作戦用の潜水艦も減少す

る事)に支障を来たずとしていた。これに対する日本側の対応は…

浜口内閣…七割には必ずしもこだわらず、それよりも会議の決裂による影響、①建艦競争による財政負担に耐え得ないこと②対米英国際関係悪化が対中国関係に深刻な悪影響を及ぼすこと③国際金融上の障害となり外債の借換えが出来なくなることなどを恐れ、大局的見地から妥協案を受け入れる全権の請訓案を基本にした回訓案を作成した。

海軍軍令部…加藤寛治軍令部長はワシントン条約に深刻な不満を持っており、この頃の基本主張には、支那問題を中心とした日米の利害衝突は必至であり、米国は海軍力で主張を強行するであろうから、その抑止力として、米海軍の渡洋侵攻に対し勝算五分の海軍を保有することが必要であり、そのために最小限度でも対米7割の兵力量が必要であると考えていた。ワシントン条約では七割を補助艦で満たすことができたが、その補助艦まで押さえられてしまっはまったく勝算が無くなり、請訓案では国防上不安を生じるので、統帥上の見地からは決裂が望ましいとしていた。またこれらの人物は強硬派と呼ばれていく。

海軍省…軍政と軍令の立場は違っていたが、正式に軍令部から三大原則の意見が出された以上は、外に対しては海軍一致して強力に推進する態度であった。それは、海軍という専門的立場から国防上安全をうる兵力量の主張と実現に全力を尽くすことを主張していた、しかし、その主張を貫けないときにどうするかについては内閣において国政全般に責任を負う海軍省と、天皇の帷幄に参じ作戦用兵に責任を負う軍令部とでは立場と考えの違いが生じていた。海軍省(山梨次官)はあくまで海軍の専門的意見を主張しつつも政府の定めた方針に従う態度を堅持した。専門的意見としては①総括ほぼ対米七割だが大巡対米六割であり、さらに条約期間中の建造がまったく出来ないため技術的格差が大きくなる。②潜水艦戦力が所要3分の2では作戦計画上大きな困難を生じ、新造できないことで像肝機能に大打撃を受けること。など軍令部的な意見があった。一方の政府に対しては、岡田大将…国力の大きな米英の軍備に上限が決められることに条約の意義を認め、比率如何によらず締結すべきと考えた。堀軍務局長…次官を補佐し、軍備は国力に適合し国際情勢に適応したものとし、数字的トン数競争に熱中するより、後方支援等必要とする潜在力も含めた総合力を重視していた。これらの人物は穏健派と呼

ばれた。

海軍として一致した見解…「妥協案のままでは軍事的要求を満たすことが出来ず、国防上欠陥を生ずる。」というもの。

海軍省の見解…「実行上対策を講ずれば妥協案でも国防用兵上略支障無きを得る。」というものであった。

軍令部の見解…「欠陥を是正できない。」と主張。

結果的には政府が請訓案を基礎とした回訓が行われ条約が結ばれた。特に海軍では、調印後軍令部長等の更迭し、紆余曲折の後に一致した公式見解として「倫敦条約ニ関スル御諮問ニ対スル軍事参議院ノ奉答」として形となり、それは海軍省の見解に沿うものであった。

しかし、このような海軍省の中途半端な立場と意見が後に統帥権干犯問題を起こすきっかけとなった。

## 2、 対米七割思想と漸減邀撃作戦

対米七割思想は国防を成しえる最小限の戦力として考えられていたが、実際国防を成すための手段であるのが漸減邀撃作戦であった。この思想と作戦は不可分のものとして絶対視されていたが、ではそれぞれどのように生まれてきたのであるかを見てゆきたいと思う。

### ○ 対米七割論の登場

対米七割論というのははっきりとした形になっていないというのが本当のところであり、それが「公式」に現れてきたのはワシントン条約時、海軍省部の軍備制限対策研究会による「…帝国ハ米国ニ対シソノ七割以上ノ海軍兵力ヲ絶対ニ必要トスルコト」（大正 10 年 7 月 21 日）と加藤海相に報告したものであった。

海軍において対米七割思想は明治 40 年代に表面化したと考えられており、その提唱者として「秋山真之中佐」と「佐藤鉄太郎大佐」が挙げられる。

秋山真之中佐（後に中将、海兵 17 期）…海軍兵術に関し考究が深く日露戦争前後に海軍大学校兵術教官として兵術を教え、日露戦争では東郷連合艦隊司令長官の前任参謀としても活躍。「兵術の大家」として後の海軍における

経典とも言うべき「海戦要務令」の基礎理論を確立した。小林躋造大将によると「英米と戦う如き場合があると、少くも勝敗の算五分五分となるべき兵力は何程であろうかが検討された結果、敵の兵力の七割あれば斯くあり得るということになった…なお斯くの如き結論を得たのは…秋山真之中佐が、史に示されている古往今来の海戦を克明に調査した末、到達したもののだとの事であった。」（小林躋造「軍人と政治」執筆日時不詳より）と述べている。

佐藤鉄太郎大佐（後に中将、海兵 14 期）…日本海軍における戦略戦術の重鎮であり、秋山真之中佐とともに明治末期から昭和にかけて海軍兵術思想の発達に多大な貢献をなし、その基礎を確立した人物である。また秋山中佐とともに海軍大学校教官に任命され、同時期に同様の研究、講義を行っていた。明治 35 年山本海軍大臣の命を受け「帝国国防論」を作成し、10 月 28 日、明治天皇の手に渡された。その後これは、追加・改定が行われ「帝国国防史論」として海軍大学校甲種学生の研鑽資料として使用された。その中で、あらゆる海戦史を研究した結論として「進攻艦隊は邀撃艦隊に対し、五割以上の優勢兵力を必要とする。従って防守艦隊は想定敵国の艦隊に対し、七割以上の兵力を確保する必要がある」（戦史叢書「海軍軍戦備 1」）とし、さらには軍備において攻撃力・運動力を重視し劣勢艦隊の局所優勢の実現による「寡を以て衆を制する」という論が主張されていた。

（ちなみに対米七割であると、米国から見ると対日 14.3 割であり進攻に必要な兵力を含めた総兵力 15 割を下回る、一方、対米 6 割だと米国には対日 16.6 割であり進攻が可能になるというわけで、裏を返すと、対米七割であると戦争を抑止する効果がある。）

このように両者の説には若干の違いが見られるものの、この対米七割論は日露戦争前後を通じて両者が同時期に海軍大学校の教官として働いていたことと、この頃に出されてきた説であることから両者の合作であるという見方が一般的となっているようである。

### ○ 対米七割論と漸減邀撃作戦

漸減邀撃作戦は日露戦争における日本海海戦の戦訓により、日本近海まで敵主力艦隊を誘い込み、地勢状の有利と自国の新鋭主力艦隊による決戦とによ

って一気に戦争の勝敗を決めるという邀撃作戦と、その邀撃作戦の前に敵の主力艦隊に対し反復攻撃を行い敵の勢力の疲労と決戦海面までに出来る限り勢力の低下を意図する漸減作戦とが組み合わせられたものである。この作戦と対米七割論は不可分の関係にある。それは、日露戦後の海軍の仮想敵国は米国に絞られ、その為海軍において対米戦のための作戦の立案（後の用兵綱領）が必要になってきた。（軍においては戦争如何に関らず仮想敵国に対する国防計画を立てるのが平時の任務でありその計画をいつでも実行可能にしておく準備、つまり戦備と訓練もまたその任務である）ここで参考になったのが、日露戦争であり、その戦訓は大艦巨砲主義と決戦思想となって海軍全体に広まっていた。特に日本海海戦において「兵術の大家」として活躍した秋山真之中佐の影響が特に大きかった。彼の理論を基礎にして作成された「海戦要務令」は日本海軍の兵術思想として絶対視されていたが、これが数度改定されてゆく過程において漸減邀撃作戦は確立されていったと見てよい。漸減邀撃作戦の根本の理論と対米七割論を考案した人物がほぼ同人物であることからその関係の深さがわかる。「海戦要務令」の主な内容としては、「決戦は戦闘の本領なり」「戦艦艦隊は艦隊戦闘の主兵」「先ず夜戦によりその勢力の減殺を図る」などで、新兵器の登場、性能向上に合わせて明治34年の発布から昭和9年まで四次の改正が行われた。これが基礎となり国防方針の中（ここで言う国防方針は国防方針と用兵綱領・国防所要兵力量の総称）の用兵綱領において、漸減邀撃作戦を具体的な対米作戦として細かく立案されていった。

劣勢の兵力量でも勝利を収める、もしくは五分に持ち込むことが出来ると対米七割論で主張し、それを実際の作戦に作り上げたのが漸減邀撃作戦であった。このため対米七割の兵力量が絶対視されるようになり、太平洋戦争前の頃には対米七割の兵力があればこの作戦で勝てるとまで考えられるようになっていった。

### 3、 軍縮条約下の軍備拡張とその影響

軍縮条約の結果劣勢比率を補うため各種艦艇はその規制範囲内における最大限の性能を追求する個艦性能の向上が図られてゆく。それは量的な軍拡というより質的な軍拡というものであった。

巡洋艦（ワシントン条約後からロンドン条約まで）

巡洋艦は先に述べたとおり、ワシントン条約後8インチ砲搭載一万トン巡洋艦（以下「大巡」）が世界各国で競って建艦されることとなった。特に日本ではそれ以前からの計画で5500トンの小型巡洋艦「夕張」（平賀大佐主任設計）など世界でもこのクラスでは高性能の巡洋艦を建造できるまでに至っていた。大正9（1920）年の計画で7100トン級の軽巡として計画された「古鷹」はたまたま8インチ砲搭載という計画で建造されていたため、この艦がワシントン条約によって大巡に分類されることとなった。この艦は、7100トンの限られた排水量の中で以下に重武装にするかという課題に挑戦したもので、当時主任設計者であった平賀譲造船大佐（当時）と、このトップクラスの性能を誇る「フルタカ」は世界でも注目こととなった。しかし、軍令部としてはこの性能には満足しておらず、その後の同型艦である「青葉型」では平賀大佐の外遊中に強引に設計変更を行った。平賀大佐は帰国後この設計では船体強度・重心点に問題が生じると発言したが、この設計で「青葉」「衣笠」が建造され、主任設計者も藤本喜久雄造船大佐に代わり、その後建造された大巡は軍令部の要求を多分に取り入れたものとなっていった。技術者として軍令部からの無理な要求を一切取り入れなかった「不譲」と呼ばれた平賀譲大佐と、技術度返しで個艦の性能を優先し劣勢比率を補おうとした軍令部との対立が明らかに起こっていた。

### 潜水艦

潜水艦は当初日露戦争時に米国から購入したホーランド式潜水艇から始まり、その後大正後期まで米英独仏など欧米の潜水艦の技術の吸収が続けられた。その技術の進歩は目覚しく、また漸減邀撃作戦上の漸減作戦の重要性の増大から、その有効性が用兵者側に認められるに至り、日本独自の艦隊型潜水艦の建造が行われていくことになった。主なものには、海大型（一型～六型）、巡潜型（一型～三型）があり、これらは世界に類を見ないほどの性能の高さを誇った。潜水艦の開発とともにその用法も確立されていった。これは末次信正中将（後大将）が潜水戦隊司令官となり自ら積極的に潜水艦用法の確立を目指し演習など訓練を通じた研究により進められた。その訓練は苛烈なものであり、事故も絶えなかった。その用法は軍縮条約により押さえられた比率を補うための攻撃を重視したもので、主に敵艦隊の監視、追躡接触、漸減、艦隊決戦参加というものであった。



### 個艦優秀主義とその影響

巡洋艦のところでも述べたように、劣勢比率から軍令部の要求による技術より個艦性能を重視した結果、攻撃性能は著しく向上した一方、そこでの無理が他の部分にしわ寄せとなって現れることとなる。その代表例が「友鶴事件」と「第四艦隊事件」である。

「友鶴事件」は、昭和9（1934）年3月12日、水雷艇「友鶴」が他の艦とともに訓練中、荒天のため中止、佐世保寄港中、転覆漂流した事件である。この「友鶴」はロンドン条約で規制された駆逐艦に変わって、その規制以下の600トン以下の艦に大正期の二等駆逐艦並みの重武装を施した艦であり。明らかに重心点が上昇し復元力不足（ある角度を超えると転覆しやすい）艦であり、姉妹艦である「千鳥」の運用試験でも十分認識されていたことであった。それにも関わらず建造、同年2月に竣工した「友鶴」はこの日転覆艦長以下百名あまりの犠牲者を出した。早速臨時艦艇性能調査委員会が発足し、復元力不足の艦の洗い出しが行われたが、復元力不足と認められる艦は「千鳥型」に前後して建造された軍令部の激しい要求の元、同じ設計者（藤本喜久雄造船少将）により設計された各種艦艇（空母蒼龍、重巡最上型など）で多く、新式艦艇ほど著しかった。これら既成艦に関しては徹底的な対策が、設計中の艦に関しては徹底的な見直しが行われることになる。

昭和10（1935）年9月26日、大演習中にあった第四艦隊は台風による荒天のため艦艇に大損害を受けた。特に駆逐艦「初雪」「夕霧」は大波浪を受け、艦橋直前で船体が切断、艦首喪失。また「睦月」は同じく大波浪で艦橋が圧壊する等ほとんどの艦艇が大小の損傷、特に切断まで至らなかったが皺が各所で発生した。これが「第四艦隊事件」である。この原因としては船体の強度不足と想定以上の強力な波浪であったことにあるが、特に船体強度の不足では重量軽減のため強力材として使用された鋼板が薄くされており、波の応力に対し耐えられなかったことによる。この切断された特型駆逐艦はこれに先立つ7月に「叢雲」がうねりの中での高速運転後多少の皺が見られ、艦政本部の造船少佐は重大な強度上の欠陥によって発生したものとし演習参加を考え直すべきだと復命したが上司は大演習の矢先このような問題が発生しては艦政本部の大失態であるとし、不問に付すと同時に問題艦をこの一艦のみ

とし若干の補強を加えるのみであった。この事件によってもやはり臨時艦艇性能改善調査委員会が発足し強度調査が行われた。就役後7年経過していた艦が突如強度不足と立証された為、その後建造された巡洋艦・駆逐艦・空母までも強度に欠陥があり徹底的な補強が行われることとなる。この補強作業自体は「1936年危機」が叫ばれていたことにもより、迅速かつ徹底的に行われたが、そもそもの原因が設計段階における無理にあったことは明らかであり、この時期に一時的とは言え性能重視から技術重視への見直しが行われたことは逆に幸いなことといえてよい。

### おわりに

対米七割論は日露戦後の艦隊決戦主義・大艦巨砲主義の中で受け入れられてゆき、それは漸減邀撃作戦の確立とともに絶対視されるものとなった。これは海軍の仮想敵国が米国に絞られ、その国力の差が大きいものであり同数の海軍力の保有が不可能であることが明らかであったことにより、国防のための最小兵力として理論的に割り出された対米七割の比率が特に用兵者の側に受け入れられたためであった。しかしこれが絶対的なものとなることにより戦略、作戦は柔軟性を失い、この後開戦時まで固執されてゆくことになる。

本来、国際情勢や国力、技術力の推移に合わせてその戦略・作戦は変更されていくものであるが、この海軍の基本戦略である対米七割・漸減邀撃はほとんど変更されることが無かった。この戦略の影響を直接受けたのは兵器と兵であるが、特に兵器は用兵上の要求から技術以上の性能を要求されることとなった。それは技術者の努力により大方は要求にこたえられたが、その代わり数多くの弊害を及ぼすこととなった。さらに、そうして開発された兵器も後の戦争ではその性能を十分発揮できるほどの作戦・戦闘が行われることが無く、特に漸減邀撃作戦が実際には行われず、開戦時に急遽短期決戦へと切り替わり、その後そのまま長期戦へと陥り戦略が成り立たず、結局用兵者側によって大量の艦艇を失うこととなった。また、この比率主義は戦争開戦時期決定にも深く関与することになっていった。

## 軍縮期の海軍と対米 7 割

### 参考文献

福井静夫「日本の軍艦—わが造艦技術の発達と艦艇の変遷—」

(出版協同社、1956年8月)

防衛庁防衛研修所戦史室「戦史叢書 海軍軍戦備(1)昭和16年11月まで」

(朝雲新聞社、1969年11月)

野村 実「対米英開戦と海軍の対米 7 割思想」

(『軍事史学』通巻34号、第9巻、第2号、並木書房、1973年9月)

黒羽 清隆「太平洋戦争と潜水艦—ロンドン条約史の一考察—」

(『歴史公論』太平洋戦争第4巻、第8号、雄山閣出版、1978年8月)

工藤 美知尋「海軍軍縮条約離脱後の日本海軍」

(『軍事史学』通巻57号、第15巻、第1号、並木書房、1979年6月)

平間 洋一「日本海軍の対米作戦計画—邀撃漸減作戦が太平洋戦争に及ぼした影響—」

(『軍事史学』通巻99・100合併号、第25巻、第3・4号、錦正社1990年2月)

外山三郎「日本史小百科—海軍—」(東京堂出版、1991年3月)

黒野 耐「昭和初期海軍における国防思想の対立と混迷—国防方針の第2次改定と第3次改定の間—」

(『軍事史学』通巻133号、第34巻、第1号、錦正社、1998年6月)